

枚方市監査委員告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 29 年 6 月 30 日

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	大 西 正 人
同	上 野 尚 子
同	八 尾 善 之

1. 監査の対象

(1) 対象部課

都市整備部 都市計画課
 景観住宅整備課
 連続立体交差推進室
 施設整備室
 開発指導室開発調整課
 開発指導室開発審査課
 開発指導室建築安全課

(2) 対象事務

平成 28 年度における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

平成 29 年 4 月 3 日から平成 29 年 6 月 29 日まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[景観住宅整備課]

○屋外広告物許可に関する事務について

景観住宅整備課では、良好な景観の形成等を目的として、平成 25 年から屋外広告物許可に関する事務を行っている。

事業者等が屋外広告物を表示又は設置するに当たっては、枚方市屋外広告物条例に基づく許可が必要となるが、許可対象物件数に対して申請件数は少ない状況であった。

良好な景観の形成に向け、屋外広告物許可手続の必要性について、更なる周知・啓発に努め、申請件数の増加を図るよう要望する。

[連続立体交差推進室]

○京阪本線連続立体交差事業用地取得事務について

京阪本線連続立体交差事業に係る用地取得等の委託業務に係る契約手続において、設計書の一部に本来消去すべき設計金額が表示されたまま入札の公告がされたため、入札の公告を取り下げた事例があった。

再発を防止するため、都市整備部では工事・委託業務発注に係る事務処理の適正化チェックマニュアルが策定された。

今後は、契約手続に係る事務処理をチェックし、適正な事務の執行に努めるよう要望する。

[施設整備室]

○枚方市市有建築物保全計画第Ⅱ期実施計画の実施状況及び ESCO 事業等について

枚方市市有建築物保全計画（以下「保全計画」という。）については、第Ⅰ期実施計画での課題を整理し、平成 28 年度からの第Ⅱ期実施計画において、各施設所管部署が持つ計画等を事前に確認し、重複投資とならないように反映させた上で、計画実施に取り組んでいる。

また、市有建築物の効率的・効果的な改修・更新工事を実施するために、民間のノウハウを活用した ESCO 事業を導入した。

今後も、引き続き、各施設所管部署と連携を図りつつ、保全計画を推進し、本市で初めて導入された ESCO 事業についても、適正かつ着実に進めていくよう要望する。

[建築安全課]

○住宅・建築物耐震化促進事業について

本市では、木造住宅の耐震改修を促進し、もって地震による市内の人的及び物的な被害の軽減を図ることを目的に市内の木造住宅の耐震改修工事を行う当該木造住宅の所有者に対し、枚方市木造住宅耐震改修工事補助金を交付している。

当該補助金は、世帯の収入によって特例に該当する場合、補助金の額が増額となるが、該当の有無について、書類上確認できない事例があった。

今後は、補助金交付手続については、確認事項を記録するなど、適切な事務を行うよう要望する。

[都市計画課]

[開発調整課]

[開発審査課]

特に指摘すべき事項はなかった。